報酬	商店街アドバイザー派遣事業による専門家以外の民間コンサルタント等への謝金等
賃金	事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金 （アルバイト等）
旅費	事業実施にあたって必要な出張旅費に係る経費
広告費	新聞折り込み広告や、ポスティングサービスに係る経費
委託料	外部業者等への委託業務に必要な経費
消耗品費	事業実施のみに直接必要なため使用した経費
印刷製本費	事業実施にあたって使用するチラシ・ポスター等の印刷製本に関する経費
通信運搬費	事業実施にあたって使用する郵便料、運送代にかかる経費
手数料	事業に対する振込み手数料
保険料	事業期間のイベントに関する損害保険料
使用料	事業実施にあたって会場等の使用にかかる経費
貸借料	事業実施にあたって必要なものを借り受けるための経費
景品代	販売促進のための景品や懸賞にかかる経費 ※但し、注記の景品表示法における制限等を遵守願います。 ※配布されなかった景品、換金回収されなかった買い物券、参加店舗以外で使用できる金券（一般的な商品券等）は対象外
プレミア商品券のプレミア分	販売額と券面額の差額 ※利用されなかった商品券は対象外

<u>※注記：景品表示法における留意点</u>（消費者庁の景品表示法と公正競争規約より）：
商店街の販売促進のため景品類の提供を行う場合、一般消費者が景品によって商品・サービスを選ぶようになると、質の良くない商品や価格の高いものを買わされて不利益を受けてしまう恐れがあります。
景品表示法では、このような不利益を一般消費者が受けることがないよう、景品類の最高額、総額などを制限しています。

【制限されている景品類の提供について】

①一般懸賞	懸賞にかかる取引価額	景品類限度額	
		最高額	総額
商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することです。	5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞にかかる、**売上予定総額の2%**
	5,000円以上	**10万円**	

②共同懸賞	景品類限度額	
	最高額	総額
商店街や一定地域内の同業者が、共同して行う懸賞です。	取引価額にかかわらず、**30万円**	懸賞にかかる、**売上予定総額の3%**

③総付景品	景品類限度額	
	取引価額	景品類の最高額
商品の購入者や来店者に対し、もれなく提供する景品です。	1,000円未満	**200円**
	1,000円以上	**取引価額の20%**

◆ 売上予定総額について

商店街においてイベント期間中の販売計画を立案して頂き、その売上予算の総額が売上予定総額です。
例えば、1ケ月のイベントで3,000万円の売上を計画した場合、
①一般懸賞の総額は、60万円迄となります。
②共同懸賞の総額は、90万円迄となります。